

第 23 回産業統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 22 年 5 月 7 日 (金) 10:00 ~ 12:05
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者 ・ 廣松部会長、深尾委員、縣委員、伊藤専門委員、近藤専門委員、菅専門委員、
田井専門委員、滝澤専門委員
・ 審議協力者 (内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、東京都、愛知県、日本銀行)
・ 調査実施者 (新井経済産業省鉱工業動態統計室長、秦参事官補佐)
・ 事務局 (若林内閣府統計委員会担当室参事官、中川総務省統計審査官ほか 1
名)
- 4 議 題 経済産業省生産動態統計調査の変更について

5 概 要

(1) 事務局から前回部会の結果概要について説明が行われ、次に、調査実施者から前回部会
会出された意見等についての回答が行われた。その後、事務局から、答申案の説明が
あり、これを踏まえて項目ごとに審議が行われた結果、所要の修正を行うこととされた
が、答申案の修正文の表現については部会長に一任することとされ、答申案はおおむね
適当であるとして採択された。

(2) 委員・専門委員からの主な意見は以下のとおり。

< 「調査事項」のうち「設備、生産能力」の変更について >

今回の変更案では、「敷物・フェルト・不織布月報」の一部について、生産能力調査
の内容を変更することによる稼働率指数への影響が生じるため、統計利用者に対して
は変更内容の周知やリンク係数を提供することにより、時系列でこれらの数値を比較
する際に影響が出ないように配慮する必要がある。

今回、生産能力調査を新たに追加するものについては、稼働率指数への影響はない
という点に留意する必要がある。

生産能力調査については、報告者の負担を軽減できるよう、生産能力一般算定基準
に基づき調査品目の実情を考慮して、調査票の記入の手引きの記述を工夫する必要が
ある。

< 今後の課題について >

産業構造の変化等により、その占有状況によって、報告者が特定される可能性があ
る品目の取扱いについては、市場占有率等の概念を導入し、個別の報告者が特定され
ないような基準等を設けることが可能かどうか検討する必要がある。

本調査の対象事業所の担当者からヒアリングをしたところ、本調査で把握している生産能力調査に係る単位に疑問がある、対象品目についても調査可能なものが他にもあるなどの意見・要望があった。これらについては今後検討していく必要があるのではないか。

<委員会への部会長報告について>

本調査は調査周期が毎月であることから、経済の変化を迅速に捉えることができるよう、統計審議会の前回答申における「見直しに関する統一基準」を柔軟に活用して、調査対象品目の改廃をより迅速に行えるようにした方がいいのではないか。

<その他>

本調査の調査票について、同じ調査でありながら、品目によってA判やB判など様々な規格の様式が混在しており、複数の調査票の記入を求められている報告者から、記入しづらいなどの苦情が出されている。可能であれば調査票の様式の規格を統一して欲しい。

<文責 総務省政策統括官付統計審査官室>